

池南・新山地区自主防災隊規約（案）

（名称）

第1条

池南・新山地区自主防災会に池南・新山地区自主防災隊（以下「防災隊」という）を置く。

（目的）

第2条

防災隊は、災害時において地域住民を災害から守るための防災活動を行うものとする。

（編成）

第3条

防災隊は、池南・新山地区自主防災会会員により構成し、防災隊本部及び各自治会単位の防災隊（以下「自治会防災隊」という）により編成する。

（防災隊本部）

第4条

防災隊本部は、池南分館に設置し、次の要員により編成する。

本部長、副本部長、運用部長、運用副部長、本部班長。

（本部要員の指定）

第5条

本部長は、自主防災会会長とし、副本部長は、連合自治会会長、青壮年会会長、分館長、地区住協会会長、六寿会会長、婦人会会長とする。

運用部長には自主防災会事務局長を、運用副部長には自主防災会事務局次長をそれぞれ配置し、本部班長には自治会防災隊から本部長が指定する。

（本部要員の任務）

第6条

防災隊本部における要員の任務は次のとおりとする。

- 一 本部長は、隊本部及び各自治会防災隊を統括する。
- 二 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のある場合にはあらかじめ本部長の定めた順序でその職務を代行する。
- 三 運用部長及び副部長は、本部長の指揮を受け、防災隊本部の活動を統制すると共に、各自治会防災隊との連絡調整及び本部長よりの命令等の伝達を行うものとする。また必要の応じ、行政機関等との連絡調整にあたるものとする。

（本部の機能）

第7条

防災隊本部の活動については、次を基準として機能別に部署を設け、各本部班長がそれぞれの業務及び連絡調整にあたるものとする。

- 一 情報伝達班—情報の収集伝達及び安否確認に関すること。

- 二 水防消火班—水防活動及び初期消火活動等に関する事。
- 三 救出救護班—倒壊家屋等からの救出救護活動に関する事。
- 四 避難誘導班—避難誘導及び要救護者（要援護者）の避難支援活動等に関する事。
- 五 避難所運営班—避難所の設置及び運営並びに必要物資の調達等に関する事。

（自治会防災隊）

第8条

自治会防災隊は、各自治会において編成するものとし、自治会長を長として当該自治会区域内の防災活動を担当するものとする。

- 2 自治会長は、災害が他自治会区域内で発生したのを察知した場合、又は隊本部からの応援命令等を受けた場合には、必要の都度、所要の支援を実施するものとする。
- 3 自治会長は、あらかじめ防災活動における自治会長の権限の一部を副会長或いは防災担当者等に委任することができるものとする。

（自治会防災隊の機能）

第9条

自治会防災隊は、隊本部の機能に準じ、情報伝達、水防消火、救出救護、避難誘導、避難所運営等の要員をあらかじめ指定すると共に対本部との連絡調整にあたらせるものとする。

附則

この規定は平成24年6月3日から施行する。